

# 海外現地法人調査票 記入の手引

お願い

2026年3月31日現在で記入内容は最近決算期の数値をご回答ください。ご回答に当たっては、次ページ以降をご参照の上調査票をご記入いただき、2026年7月15日までに調査実施事務局へ提出してください。

## 目次

I. 注意事項 .....	1 ページ
II. 各調査項目について	
1. 現地法人の概要 .....	5
2. 出資状況 .....	5
3. 操業状況 .....	6
4. 解散、撤退、出資比率の低下の時期 .....	6
5. 雇用の状況 .....	6
6. 事業活動の状況 .....	7
7. 費用、収益・利益処分、研究開発の状況 .....	9
8. 設備投資の状況 .....	10
III. 別表	
1. 国分類、地域分類表（付、国別通貨換算表） .....	11
2. 米国の州分類表 .....	14
3. 中国の省分類表 .....	14
4. 業種分類表 .....	15

### 問い合わせ先

経済産業省企業活動基本調査 実施事務局

電話 ▶ 0120-538-220 (無料)

URL ▶ <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/index.html>

# I. 注意事項

## 1 調査の目的

経済産業省企業活動基本調査は、企業の活動の実態を明らかにすることにより、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として毎年実施しているものです。「令和8年調査」からは、企業活動のグローバル化の進展を踏まえ、海外展開を含めた日本企業の活動の実態を捉えることを目的に企業が一定規模以上の議決権を有する海外現地法人の活動実態に関する調査事項を追加して実施しております。

## 2 調査の法的根拠及び秘密の保護

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査で、調査対象となった企業は報告の義務があります。

また、この調査により報告された記入内容は、統計法によって秘密が保護されます。したがって統計目的以外の、例えば徴税事務などに使用されることはありません（統計法第41条）。

## 3 調査の対象

「海外現地法人」とは、経済産業省企業活動基本調査の対象企業が20%以上の議決権を有する又は15%以上20%未満であっても、重要な影響を与えることができる外国法人が対象となります。

※ 3ページの「判断基準（フローチャート）」をご参照ください。

## 4 調査の方法

この調査は、経済産業省が本社企業に調査書類を郵送により配付し、各本社企業等に記入、返送していただく書面調査です。オンライン調査システムを利用した回答も可能です。

なお、必要に応じて本調査の実施事務局から電話等により内容の照会をさせていただきます場合があります。

## 5 調査票の提出期限

調査票は、**2026年7月15日**までに到着するように提出してください。

## 6 調査結果の公表

この調査は、業種別、地域別等に集計し、大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室が分析、公表します。

## 7 調査時点及び調査年度

記入内容は、「最近決算期」の数値で記入してください。

- (1) 半年決算の場合は、当該期と前期を合計し、年間で記入してください。
- (2) 決算期変更の経過期間により年間の記入が困難な場合は、変更後の決算期で記入しても差し支えありませんが、備考欄に〇年〇月〇日から〇年〇月〇日〇ヶ月決算である旨、記入してください。

## 8 数値等の記入

- (1) 海外現地法人調査票については「**単体**」での記入をお願いします。
- (2) 単位未満は四捨五入してください。
- (3) 各欄の数値は右詰め、1マスに1字記入してください。
- (4) マイナスの場合は金額の先頭に「△」を付けてください。  
例 

			△	1	2	3
--	--	--	---	---	---	---
- (5) 正確な数値の算出が著しく困難な場合には、概算又は推計によって記入していただいても結構です。
- (6) 金額欄は、百万円未満の金額は四捨五入して「百万円」まで記入してください。**四捨五入しても百万円に満たない場合は、「0」を記入してください。**
- (7) **記入すべき金額や数量がない欄は、何も記入しないでください。**

## 9 金額の円換算

- (1) **金額はすべて円建て表示とし、百万円単位**で単位未満を四捨五入してください。
- (2) 他国通貨の円換算は「別表1. 国分類、地域分類表（付、国別通貨換算表）」に従い行ってください。
- (3) 四捨五入しても百万円に満たない場合は、「0」をご記入ください。その際は調査票の備考欄へ現地通貨額、換算レートを記入してください。
- (4) 資本金については貴社が出資当時に使ったレートを使用して換算してください。
- (5) 正確な金額の算出が著しく困難な場合には、概算又は推計による記入でも結構です。

## 10 調査票への記入方法

- (1) 2026年3月31日現在で、本社企業が有する現地法人すべて（令和7年度中の一時点まで存在していた現地法人を含む）について、現地法人**1社につき「海外現地法人調査票」を1枚ずつ**記入してください。

なお、「海外現地法人調査票」が不足した場合、表紙の **問い合わせ先** にご連絡いただくか、恐縮ですが不足分をコピーして記入していただきますようお願いします。

- (2) 日本側出資者が複数存在する場合

当該現地法人に対して日本側が共同出資である場合については、日本側出資比率が最大の本社企業（同率出資の場合は幹事企業）が記入してください。

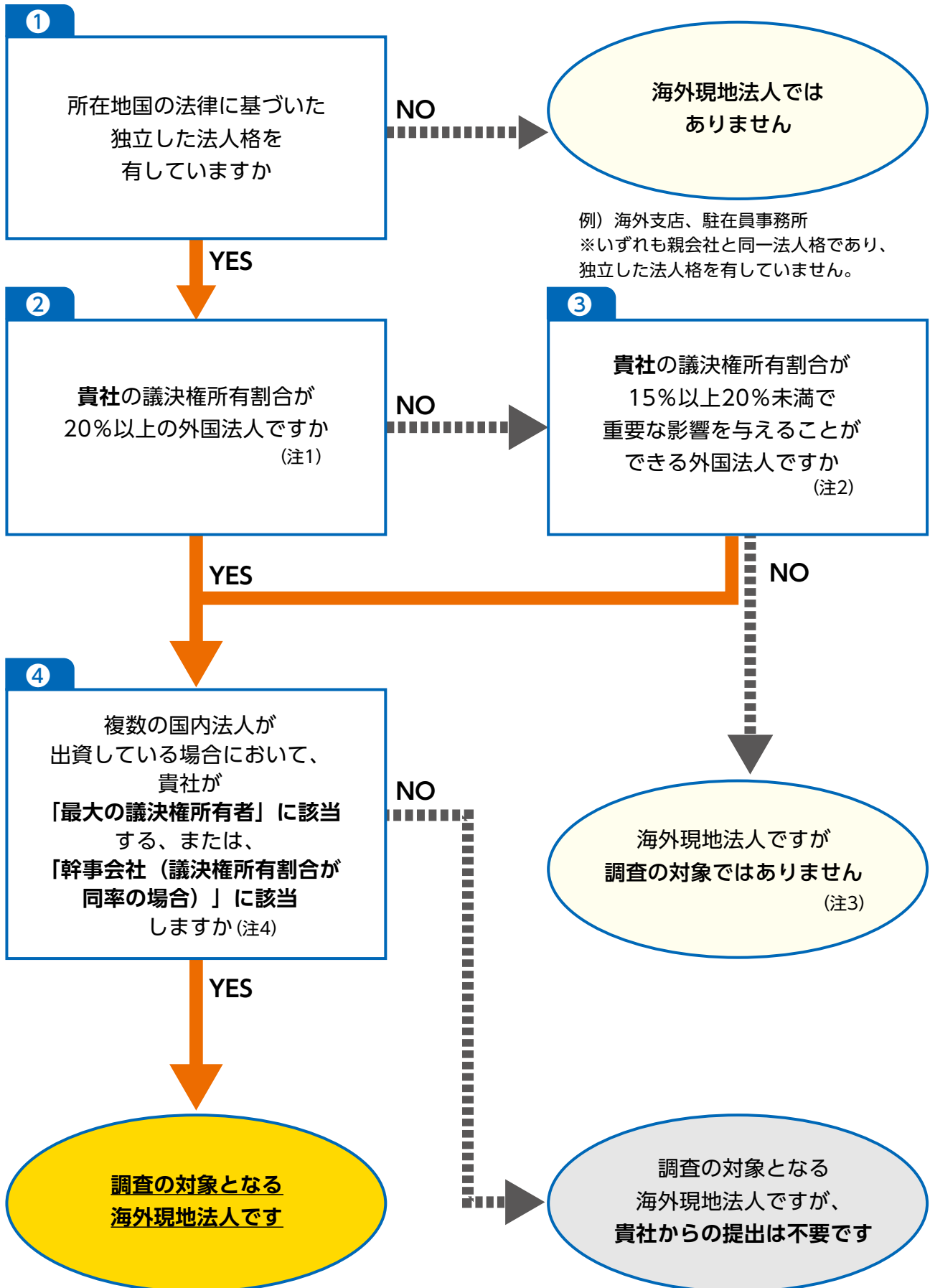
- (3) 海外現地法人調査票及び記入の手引は、日本語のほか英語版も用意しております。  
下記の経済産業省のホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/index.html>

## 11 CD等電子媒体での提出について

CD等の電子媒体で提出を希望される場合、**データ作成前に必ず、表紙の問い合わせ先へ連絡してください。**経済産業省にて**所定のフォーマット**を別途用意いたします。所定外のフォーマットでは受付いたしかねますので、ご了承ください。

# 海外現地法人調査票の提出に係る判断基準（フローチャート）

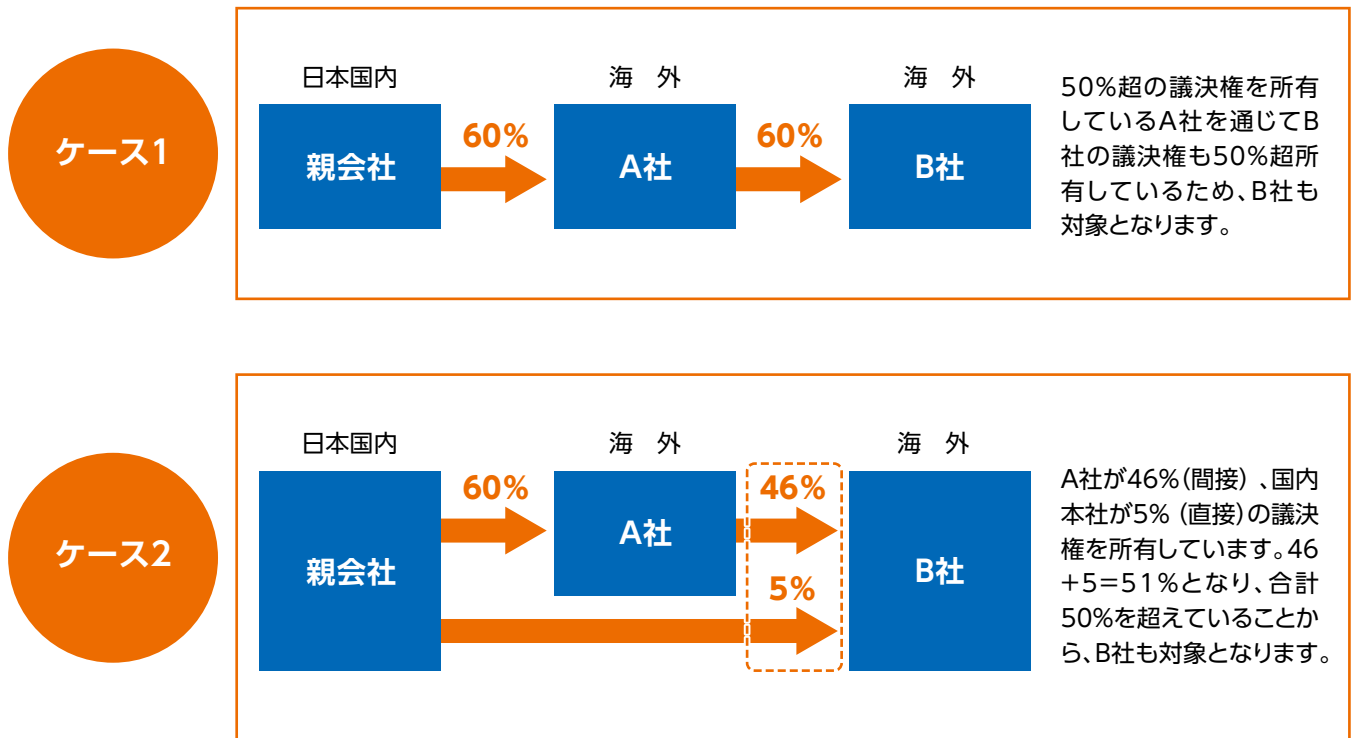


(注1) 次の「海外現地法人」(いわゆる「間接議決権比率」が50%超)についても本調査の対象になります。

ケース1: 貴社が50%超の議決権を所有する「海外現地法人」を通じて50%超の議決権を所有する「海外現地法人」

ケース2: 貴社と貴社が50%超の議決権を所有する「海外現地法人」とで合計50%超の議決権を所有する「海外現地法人」

## 例



(注2)「重要な影響」とは、「役員派遣」、「重要な融資」、「技術提供」、「事業上の取引」など、特定の条件を満たし経営に重要な影響を与えることができる場合をいいます。

(注3)「フランチャイズ契約」、「ライセンス契約」、「代理店契約」といった単に経営上の契約事項のみ有している法人は含みません。あくまでも上記のフローチャートにおける「議決権所有割合」での判断となります。

(注4)複数の国内法人が出資している場合において、「最大の議決権所有者」が純粋持株会社である場合であって、貴社がそれに次ぐ議決権所有割合である場合には、当該現地法人についての調査票は貴社から提出いただきますようお願いいたします。

## Ⅱ. 各調査項目について

海外現地法人調査票1ページ目の「記入内容の照会先」、**1 現地法人の概要**、**2 出資状況**については、昨年度までに貴社から報告いただいた内容をプレプリントいたしました。内容に変更があった場合は、その箇所を ―― で消して修正してください。また、プレプリントされていない場合には必ずご記入ください。

### 記入内容の照会先欄

- |   |  |
|---|--|
| ● <b>本社企業調査票の企業名称</b><br>本社企業調査票に記載の企業の名称を記入してください。 | ● <b>法人番号</b><br>本社企業の法人番号（13桁）を記入してください。                                    |
| ● <b>記入者氏名</b><br>この調査票を記入していただいた担当者のお名前を記入してください。  | ● <b>所属部署名/電話番号</b><br>この調査票を記入していただいた担当者の所属する部署名及びその部署の電話番号を市外局番から記入してください。 |

## 1 現地法人の概要

### 101 現地法人名

現地法人名を英文名（ABC等のアルファベット、すべて大文字）で記入してください。  
中華人民共和国の現地法人の場合においても同様にご協力をお願いします。  
（例）上海経産電機有限公司 → SHANGHAI KEISAN ELECTRIC CO. LTD.

### 102 国・地域分類

現地法人の所在する国、地域を「別表1. 国分類、地域分類表」により、国・地域番号（3桁）、国・地域名を記入してください。  
なお、香港は中華人民共和国とは別の国・地域番号となっていますので注意してください。

### 103 州・省分類

国分類がアメリカ合衆国、中華人民共和国の場合、それぞれ「別表2. 米国の州分類表」、「別表3. 中国の省分類表」により、州・省番号（2桁）、州・省名を記入してください。

### 104 業種分類

日本標準産業分類に準拠して本調査票用の業種分類表を作成しています。記入に当たっては、「別表4. 業種分類表」を参照して該当する業種番号、業種名を記入してください。  
今回調査において、業種が不明の場合は、貴社の具体的な業務内容を40文字以内で記入してください。また、業種が多岐にわたる場合には、最も利益や売上高の大きい業種としてください。

### 105 設立・資本参加時期

現地法人の進出時期を月まで記入してください。  
設立時期と資本参加時期が異なる場合は、資本参加時期を優先させて記入してください。

### 106 決算月

本調査にご記入いただく決算内容の決算時期を月2桁で記入してください。  
なお、決算時期が複数ある場合は、調査票の備考欄に記入してください。

## 2 出資状況

### 201 資本金又は出資金

最近決算期末における、現地法人に対する払込済み資本金の額を記入してください（授權資本の額ではありません）。円換算する際は、為替レートの変動は反映させず、出資時のレートを継続的に使用して換算してください。増資した場合は、増資した時点のレートを使用して換算してください（実際に増資や減資が行われない場合は、この欄に記入する金額は為替レートの変動があったとしても変わらないことになります）。

### 202 日本側出資比率

最近決算期末における、現地法人に対する貴社を含めた日本側の出資比率を小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）まで右詰めで記入してください。  
間接出資の場合の出資比率の計算方法は以下のとおりです。  
例）日本国内A社 →（80%出資）海外B社 →（60%出資）海外C社 のとき  $80\% \times 60\% = 48\%$   
上記に加えA社からC社への直接出資が5%あるとき  $48\% + 5\% = 53\%$

### 3 操業状況

#### 301 操業状況

調査時点（2026年3月31日現在）における現地法人の操業状況について、該当する番号にひとつ○印を付けてください。

##### 1. 操業中

操業中とは、実際に操業を行っている、営業を行っている場合をいいます。

これに該当する場合は、これ以降の項目は **4解散、撤退、出資比率の低下の時期** を除き、すべての項目に記入してください。

##### 2. 初決算前

初決算前とは、設立し操業をはじめたが、まだ最初の決算を迎えていない場合をいいます。

##### 3. 未設立・未操業

未設立とは、出資の届出等をした後、未だ設立されていない場合をいい、未操業とは、設立はされたが、未だ操業していない場合をいいます。

##### 4. 休眠中

休眠中とは、操業（営業）を行っていない場合をいいます。

##### 5. 解散、撤退、出資比率の低下

**解散**とは、会社が事業活動をやめ、その法人格の消滅を期す状態に入ることを入ります。

解散には、清算（合併以外の原因によって会社が解散した後に、会社の法律関係を処理する手続のことをいいます。）や、いわゆる倒産、破産なども含まれます。

**撤退**とは、当該現地法人の売却、吸収・合併、統合（我が国同一本社企業に係る複数の現地法人間で1つになることをいいます。）、移転（他国、他地域への転居）等により、現地法人が当該所在地から消滅し、結果的に日本側合計出資比率が0%となったことをいいます。

**出資比率の低下**とは、当該現地法人の日本側出資比率の合計が15%未満に低下して0%超15%未満となった場合を入ります。ただし15%以上20%未満で重要な影響を与えることができない場合も含まれます。

上記のいずれかに該当する場合は、**4解散、撤退、出資比率の低下の時期** についてのみ記入してください。

### 4 解散、撤退、出資比率の低下の時期

#### 411 解散、撤退、出資比率の低下の時期

貴社が解散・撤退を行った時期、出資比率低下の時期について、該当する番号にひとつ○印を付けてください。

- 1 2024年度以前（2025年3月31日以前）
- 2 2025年度（2025年4月1日～2026年3月31日）

※該当する時期が2026年4月1日以降の場合は、2026年3月31日時点での操業状況について、「301. 操業状況」1～4に該当する番号に○印を付けてください。

### 5 雇用の状況（最近決算期末現在）

#### 501 常時従業者数

最近決算期末現在の有給役員と常用雇用者の合計（日本側派遣者数を含む）を記入してください。

常用雇用者とは、正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1ヵ月以上の期間を定めて雇用している者をいいます。また、有給役員とは、重役、理事などの役員のうち常時勤務して毎月給与を支払っている者をいいます。日本側派遣者は、現地法人が給与を支給しているか否かは問いません。

#### 502 うち日本側派遣者数

「501. 常時従業者数」のうち日本側派遣者数（現地法人が給与を支給しているか否かは問いません）を記入してください。

## 6 事業活動の状況

### 6-1. 売上高

612～623については、金額で記入できない場合は、「611売上高」で記入した金額に占める割合を記入してください。

#### 611 売上高

損益計算書の売上高（営業収益）を記入してください（原則プラスの金額（売上<返品による調整を除く））。売上実績は、最近決算期における自社鉱産品売上高、自社製造品売上高、加工賃収入額（他企業から支給された原材料、半製品、部品を加工した場合の加工賃）、仕入商品売上高、その他の事業収入額（建設業の完成工事高、農林水産業、飲食店、サービス業の収入額等、代理商、仲立業における売上高は、商品の取扱額ではなく手数料収入額）の合計額を記入してください。

モノの輸出額（日本向け輸出額、第三国向け輸出額）については、自社名義で通関手続きを行い、直接輸出した金額を記入してください。また、モノ以外のサービス等取引についても、輸出した場合には記入してください。契約先と仕向先が異なる場合は、仕向先で記入してください。

※ 611.売上高 = 612.日本向け輸出額 + 615.現地販売額 + 619.第三国向け輸出額 となります。

#### 612 日本向け輸出額

最近決算期における売上高のうち、日本向けに輸出した金額を記入してください。

※ 612.日本向け輸出額 = 613.親会社向け + 614.その他の企業向け となります。

#### 613 親会社向け

日本向けに輸出した金額のうち、日本国内の親会社に輸出した金額を記入してください。

現地法人が孫会社の場合、現地法人からみて親会社（海外に所在）の更に親会社にあたる日本国内の企業へ輸出した金額を記入してください。

#### 614 その他の企業向け

日本向けに輸出した金額のうち、613以外の日本国内の企業に輸出した金額を記入してください。

個人向けの輸出は、こちらに記入してください。

#### 615 現地販売額

最近決算期における売上高のうち、現地法人の所在する国内での販売額を記入してください。

※ 615.現地販売額 = 616.日系企業向け + 617.地場企業向け + 618.その他の企業向け となります。

#### 616 日系企業向け

現地法人の所在する国内で販売した金額のうち、日系企業へ販売した金額を記入してください。

#### 617 地場企業向け

現地法人の所在する国内で販売した金額のうち、地場企業（進出先現地の国籍の企業）へ販売した金額を記入してください。

#### 618 その他の企業向け

現地法人の所在する国内で販売した金額のうち、616、617以外の企業へ販売した金額を記入してください。

個人向けの販売は、こちらに記入してください。

#### 619 第三国向け輸出額

最近決算期における売上高のうち、612.日本向け輸出額以外の輸出額合計を記入してください。

当該現地法人の所在する国での販売は、619.第三国向け輸出額ではなく、615.現地販売額の欄に記入してください。

例：米国に所在する現地法人が米国国内で販売した場合は、現地販売額の欄に記入してください。

同現地法人がカナダで販売した場合は、第三国向け輸出額及び北米の欄に記入してください。

※ 619.第三国向け輸出額 = 620.北米 + 621.アジア + 622.欧州 + 623.その他の地域 となります。

#### 620～623 北米～その他の地域

上記の619.第三国向け輸出額の内訳を、620.北米、621.アジア、622.欧州、623.その他の地域に記入してください。

\* \* 貴社が中国本土、香港に現地法人を所有している場合は、以下の点にご留意ください。\* \*

※貴社が所有している中国本土の現地法人が、中国本土で販売した場合は「615.現地販売額」の欄に記入してください。

※貴社が所有している中国本土の現地法人が、香港へ販売した場合は「619.第三国向け輸出額(621.アジア)」の欄に記入してください。

※貴社が所有している香港の現地法人が、香港で販売した場合は「615.現地販売額」の欄に記入してください。

※貴社が所有している香港の現地法人が、中国本土へ販売した場合は「619.第三国向け輸出額(621.アジア)」の欄に記入してください。

## 6-2. 仕入高

625～636については、金額で記入できない場合は、「624仕入高」で記入した金額に占める割合を記入してください。

### 624 仕入高

仕入実績は、最近決算期における原材料、部品、半製品などの仕入高及び他の企業からの商品仕入高の合計額を記入してください。

モノの輸入額（日本からの輸入額、第三国からの輸入額）については、自社名義で通関手続きを行い、直接輸入した金額を記入してください。また、モノ以外のサービス等取引についても、輸入した場合には記入してください。契約先と実際の輸入先が異なる場合は、実際の輸入先で記入してください。

※ 624.仕入高 = 625.日本からの輸入額 + 628.現地調達額 + 632.第三国からの輸入額 となります。

### 625 日本からの輸入額

最近決算期における仕入高のうち、日本から輸入した金額を記入してください。

※ 625.日本からの輸入額 = 626.親会社から + 627.その他の企業から となります。

### 626 親会社から

日本から輸入した金額のうち、日本国内の親会社から輸入した金額を記入してください。現地法人が孫会社の場合、現地法人からみて親会社（海外に所在）の更に親会社にあたる日本国内の企業から輸入した金額を記入してください。

### 627 その他の企業から

日本から輸入した金額のうち、626以外の日本国内の企業から輸入した金額を記入してください。個人からの仕入れは、こちらに記入してください。

### 628 現地調達額

最近決算期における仕入高のうち、現地法人の所在する国内から仕入れた金額を記入してください。

※ 628.現地調達額 = 629.日系企業から + 630.地場企業から + 631.その他の企業から となります。

### 629 日系企業から

現地法人の所在する国内から仕入れた金額のうち、日系企業から仕入れた金額を記入してください。

### 630 地場企業から

現地法人の所在する国内から仕入れた金額のうち、地場企業（進出先現地の国籍の企業）から仕入れた金額を記入してください。

### 631 その他の企業から

現地法人の所在する国内から仕入れた金額のうち、629、630以外の企業から仕入れた金額を記入してください。個人からの仕入れは、こちらに記入してください。

### 632 第三国からの輸入額

最近決算期における仕入高のうち、日本以外の国から輸入した金額の合計を記入してください。

当該現地法人の所在する国からの調達は、632.第三国からの輸入額ではなく、628.現地調達額の欄に記入してください。

例：米国に所在する現地法人が米国国内から仕入れた場合は、現地調達額の欄に記入してください。同現地法人がカナダから仕入れた場合は、第三国からの輸入額及び北米の欄に記入してください。

※ 632.第三国からの輸入額 = 633.北米 + 634.アジア + 635.欧州 + 636.その他の地域 となります。

### 633～636 北米～その他の地域

上記の632.第三国からの輸入額の内訳を、633.北米、634.アジア、635.欧州、636.その他の地域に記入してください。

\* 貴社が中国本土、香港に現地法人を所有している場合は、以下の点にご留意ください。\*

※ 貴社が所有している中国本土の現地法人が、中国本土から仕入れた場合は「628.現地調達額」の欄に記入してください。

※ 貴社が所有している中国本土の現地法人が、香港から仕入れた場合は「632.第三国からの輸入額(634.アジア)」の欄に記入してください。

※ 貴社が所有している香港の現地法人が、香港から仕入れた場合は「628.現地調達額」の欄に記入してください。

※ 貴社が所有している香港の現地法人が、中国本土から仕入れた場合は「632.第三国からの輸入額(634.アジア)」の欄に記入してください。

## 7 費用、収益・利益処分、研究開発の状況

### 7-1. 費用

#### 711 売上原価

売上高に対応する製造原価（製造に要した材料費、労務費、諸経費）、商品仕入高など、現地法人全体の原価（建設業においては建設工事原価）を記入してください。

#### 712 販売費・一般管理費

販売業務、一般管理業務に関して発生する費用（営業や企業全般に及ぶ管理業務に要した給料、旅費、広告宣伝費、情報処理費、通信費、不動産賃借料、動産賃借料等。以下「販管費」という。）の合計額を記入してください。

#### 713 給与総額

支給された給与額又は支給されるべき給与額（基本給、諸手当、賞与等で定期的、臨時的に支払われたもの）の総額を、税込み金額（所得税、地方税、社会保険料（健康保険、厚生年金保険等）及び労働保険料等を差引く前の額）で記入してください。ただし、会社負担の法定福利厚生費（社会保険料（健康保険、厚生年金保険等）、労働保険料）は含めません。

なお、売上原価に含まれる給与と、販管費に含まれる給与の合計額を記入してください。

#### 714 賃借料

土地、建物などの不動産賃借料と、鉱山機械、製造機械、自動車、ショーケース、事務用機械等の動産賃借料の合計額を記入してください。

なお、売上原価に含まれる賃借料と、販管費に含まれる賃借料の合計額を記入してください。

### 7-2. 収益・利益処分

#### 721 経常利益

営業損益と営業外損益の合計額を記入してください。損失の場合は金額の先頭に「△」を付けてください。また、次式によっても算出いただけます。

$$\text{経常利益} = (\text{売上高} - \text{売上原価} - \text{販売費} - \text{一般管理費}) + (\text{営業外収益} - \text{営業外費用})$$

#### 722 法人税等

最近決算期における法人税、住民税等（税引前当期純利益から控除される税金費用）として納付すべき金額を「△」を付けないで記入してください。

#### 723 当期純利益

次式により算出し、損失の場合は金額の先頭に「△」を付けてください。

$$\text{当期純利益} = \text{経常利益} + \text{特別利益} - \text{特別損失} - \text{法人税等}$$

なお、法人税等調整額がありましたら、それらを加減した当期純利益（△当期純損失）を記入してください。

#### 724 当期内部留保額

最近決算期に係る利益処分により積立てられた内部留保額を記入してください。取崩（マイナス）の場合は金額の先頭に「△」を付けてください。

不明の場合は、次式により算出された金額を記入してください。

$$\text{当期内部留保額} = \text{当期純損益} - \text{配当金}$$

#### 725 2025年度末内部留保残高

最近決算期の期末時点における内部留保残高を次式により算出された金額で記入してください。

欠損（マイナス）の場合は金額の先頭に「△」を付けてください。

$$\text{年度末内部留保残高} = \text{自己資本} - \text{資本金} - \text{資本準備金}$$

なお、最近決算期の期末時点において、新株払込金がある場合には、資本金及び資本準備金と同様に、自己資本より控除して算出してください。

## 7-3. 出資者向け支払

### 731 日本側出資者向け支払

現地法人から日本側出資者に対して支払われた配当金、ロイヤリティ、借入金利息、技術指導料等の総額を決算ベースの金額で記入してください。  
ただし、日本側出資者に対して支払う仕入額は含めずに記入してください。

### 732 うち配当金

現地法人から日本側出資者に対して支払われた金額(731)のうち、日本側出資者の出資分に対する配当金を記入してください。

### 733 うちロイヤリティ

現地法人から日本側出資者に対して支払われた金額(731)のうち、日本側出資者から提供された特許権、著作権などの知的財産権等の使用料を記入してください。

### 734 日本側以外の出資者向け支払

現地法人から**日本以外の出資者**に対して支払われた配当金、ロイヤリティ、借入金利息、技術指導料等の総額を決算ベースの金額で記入してください。

## 7-4. 研究開発費

### 741 研究開発費

試験研究のための人件費、物件費に、研究関係有形固定資産の減価償却費、共同研究分担金、研究委託費を含めて記入してください。

ここでいう研究開発とは、事物、機能、現象などについて新知識を得るために、又は既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力及び探求をいいます。

また、製造企業の場合にはいわゆる研究のみならず、製品及び生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行われる活動も研究に含まれます。

研究開発費とは上述の研究開発の為に費やされる費用をさします。

## 8 設備投資の状況

### 801 設備投資額

最近決算期中の有形固定資産（建設仮勘定を含み、土地を除く）の償却前の取得額を記入してください。

別表1 国分類、地域分類表（付、国別通貨換算表） 北米・中南米・アジア

番号	国・地域名	通貨単位	円換算値	番号	国・地域名	通貨単位	円換算値
〔北米〕				〔アジア〕			
101	アメリカ	Dollar	149.66	302	インド	Rupee	1.72
102	カナダ	Dollar	106.90	303	パキスタン	Rupee	0.53
〔中南米〕				304	バングラデシュ	Taka	1.23
201	メキシコ	Peso	7.78	305	スリランカ	Rupee	0.49
202	パナマ	Balboa	149.66	306	ミャンマー	Kyat	-
203	エルサルバドル	Dollar	149.66	307	マレーシア	Ringgit	34.97
204	ブラジル	Real	26.77	308	シンガポール	Dollar	114.24
205	アルゼンチン	Peso	0.12	309	タイ	Baht	4.55
206	パラグアイ	Guarani	0.020	310	インドネシア	Rupiah	0.0091
207	チリ	Peso	0.16	311	フィリピン	Peso	2.60
208	ペルー	Nuevo Sol	41.92	312	カンボジア	Riel	0.037
210	ベネズエラ		-	313	ラオス	Kip	0.0073
211	ボリビア	Boliviano	21.66	314	香港	Dollar	19.19
212	バハマ	Dollar	149.66	315	台湾	Dollar	4.80
213	コロンビア	Peso	0.037	316	ベトナム	Dong	0.0060
214	グアテマラ	Quetzal	19.49	317	韓国	Won	0.11
215	エクアドル	Dollar	149.66	318	ネパール	Rupee	1.08
217	ニカラグア	Cordoba	4.09	319	ブルネイ	Dollar	114.24
218	コスタリカ	Colon	0.30	320	中華人民共和国	Yuan	20.82
219	トリニダード・トバゴ	Dollar	22.17	321	マカオ	Pataca	18.64
220	バミューダ	Dollar	149.66	322	モンゴル	Tugrik	0.042
221	プエルトリコ	Dollar	149.66	399	その他のアジア		-
223	ホンジュラス	Lempira	5.77	その他の の 地域  ・東ティモール ・ブータン ・モルディブ  など			
225	ジャマイカ	Dollar	0.94				
227	ケイマン諸島	Dollar	179.59				
228	バージン諸島	Dollar	149.66				
229	ウルグアイ	Peso	3.63				
299	その他の中南米		-				
その他の の 地域	・ドミニカ国	・仏領西インド諸島					
	・キューバ	・スリナム					
	・セントルシア	・ガイアナ					
	・セントクリストファー・ネイビス	・ドミニカ共和国					
	・アンティグア・バーブーダ						
	・ハイチ						
・ベリーズ		など					

注1. 通貨換算表に記載がない国については、貴社の社内レートを使用してください。

注2. 現地通貨から日本円への換算は、原則としてIMF公表の2025年期中平均レートに基づいています。

別表1 国分類、地域分類表（付、国別通貨換算表） 中東・欧州

番号	国・地域名	通貨単位	円換算値	番号	国・地域名	通貨単位	円換算値
〔中 東〕				〔欧州〕			
401	イラン	Rial	0.0036	501	イギリス	Pound	196.92
402	イスラエル	New Sheqel	43.38	502	フランス	Euro	170.07
403	クウェート	Dinar	482.77	503	ドイツ	Euro	170.07
404	レバノン	Pound	0.0017	504	ベルギー	Euro	170.07
405	サウジアラビア	Riyal	39.91	505	アイルランド	Euro	170.07
406	アラブ首長国連邦	Dirham	40.78	506	スイス	Franc	180.31
408	バーレーン	Dinar	393.84	507	ポルトガル	Euro	170.07
409	カタール	Riyal	41.12	508	オランダ	Euro	170.07
411	イラク	New Dinar	0.12	509	イタリア	Euro	170.07
412	オマーン	Rial	393.84	510	ルクセンブルク	Euro	170.07
413	ヨルダン	Jordan Dinar	210.79	511	スペイン	Euro	170.07
499	その他の中東		-	512	ギリシャ	Euro	170.07
その他 の 地域	・アフガニスタン ・シリア など			513	マルタ	Euro	170.07
				514	オーストリア	Euro	170.07
				515	ノルウェー	Krone	14.39
				516	デンマーク	Krone	22.61
				518	スウェーデン	Krona	15.24
				519	トルコ	Lira	3.79
				520	ルーマニア	Leu	33.48
				521	フィンランド	Euro	170.07
				522	モナコ	Euro	170.07
				523	キプロス	Euro	170.07
				524	ポーランド	Zloty	39.80
				525	ロシア	Ruble	1.76
				526	ハンガリー	Forint	0.42
				527	チェコ	Koruna	6.84
				528	スロバキア	Euro	170.07
				530	スロベニア	Euro	170.07
				531	エストニア	Euro	170.07
				532	ラトビア	Euro	170.07
				533	リトアニア	Euro	170.07
				534	ブルガリア	Lev	86.01
				535	クロアチア	Kuna	170.07
				536	ウクライナ	Hryvnya	3.59
				537	カザフスタン	Tenge	0.29
				538	ウズベキスタン	Sum	0.012
				539	モンテネグロ	Euro	170.07
				540	セルビア	Serbia Dinar	1.44
				541	アゼルバイジャン	Azerbaijani manat	88.04
				542	キルギス	Kyrgyz Som	1.72
				599	その他の欧州		-
その他 の 地域	・アルバニア ・アルメニア ・アンドラ ・ジョージア ・サンマリノ ・アイスランド ・タジキスタン ・トルクメニスタン ・バチカン ・ベラルーシ ・ボスニア・ヘルツェゴビナ ・リヒテンシュタイン など						

注1. 通貨換算表に記載がない国については、貴社の社内レートを使用してください。

注2. 現地通貨から日本円への換算は、原則としてIMF公表の2025年期中平均レートに基づいています。

別表1 国分類、地域分類表（付、国別通貨換算表） オセアニア・アフリカ

番号	国・地域名	通貨単位	円換算値
〔オセアニア〕			
601	オーストラリア	Dollar	96.55
602	ニュージーランド	Dollar	87.01
603	フィジー	Dollar	65.07
604	パプアニューギニア	Kina	36.33
605	サモア	Tala	53.64
606	パラオ	Dollar	149.66
607	北マリアナ諸島（グアム）	Dollar	149.66
609	ソロモン諸島	Dollar	17.97
610	ニューカレドニア	Franc CFP	1.41
612	キリバス	Dollar	96.55
613	トンガ	pa'anga	62.10
699	その他のオセアニア		-
その他 の 地域	・ツバル ・ナウル ・バヌアツ ・ミクロネシア など		

番号	国・地域名	通貨単位	円換算値
〔アフリカ〕			
701	エジプト	Pound	3.04
702	モロッコ	Dirham	16.01
704	リベリア	Dollar	0.76
705	タンザニア	Shilling	0.059
707	ナイジェリア	Naira	0.10
708	コートジボワール	CFAF	0.26
709	マダガスカル	Ariary	0.033
710	ケニア	Shilling	1.16
711	エチオピア	Birr	1.12
712	ザンビア	Kwacha	5.96
713	ウガンダ	Shilling	0.042
714	ガーナ	Cedi	11.92
717	コンゴ民主共和国	Franc	0.056
718	モーリシャス	Rupee	3.25
725	セネガル	CFAF	0.26
726	エスワティニ	Lilangeni	8.37
727	リビア	Dinar	28.45
729	ニジェール	CFAF	0.26
730	チュニジア	Dinar	49.56
731	南アフリカ	Rand	8.37
732	アルジェリア	Dinar	1.14
733	アンゴラ	Kwanza	0.16
734	モザンビーク	Metical	2.34
735	ボツワナ	Pula	11.09
736	ナミビア	Dollar	8.37
737	マラウイ	Kwacha	0.086
738	ブルキナファソ	Franc CFA	0.26
799	その他のアフリカ		-
その他 の 地域	・サントメ・プリンシペ ・ジブチ ・セーシェル ・ソマリア ・チャド ・中央アフリカ ・スーダン ・コンゴ共和国 ・ルワンダ ・ガボン ・カナリア諸島 ・トーゴ ・ベナン ・マリ ・南スーダン ・シエラレオネ ・ガンビア ・モーリタニア ・ギニア ・カメルーン ・ジンバブエ など		

注1. 通貨換算表に記載がない国については、貴社の社内レートを使用してください。

注2. 現地通貨から日本円への換算は、原則としてIMF公表の2025年期中平均レートに基づいています。

**別表2 米国の州分類表**

州名	州番号	州名	州番号	州名	州番号
Alabama	30	Louisiana	22	Ohio	31
Alaska	49	Maine	40	Oklahoma	16
Arizona	07	Maryland	48	Oregon	02
Arkansas	21	Massachusetts	43	Pennsylvania	36
California	04	Michigan	26	Rhode Island	44
Colorado	10	Minnesota	18	South Carolina	39
Connecticut	45	Mississippi	25	South Dakota	13
Delaware	47	Missouri	20	Tennessee	29
Florida	34	Montana	08	Texas	17
Georgia	33	Nebraska	14	Utah	06
Hawaii	50	Nevada	03	Vermont	42
Idaho	05	New Hampshire	41	Virginia	37
Illinois	24	New Jersey	46	Washington	01
Indiana	27	New Mexico	11	Washington,D.C.	51
Iowa	19	New York	35	West Virginia	32
Kansas	15	North Carolina	38	Wisconsin	23
Kentucky	28	North Dakota	12	Wyoming	09

**別表3 中国の省分類表**

省番号	省名	省番号	省名
01	シンチャンウイグル自治区	17	江 蘇 省
02	チベット自治区	18	山 東 省
03	甘 肅 省	19	河 南 省
04	青 海 省	20	山 西 省
05	四 川 省	21	内 蒙 古 自 治 区
06	雲 南 省	22	寧 夏 回 族 自 治 区
07	貴 州 省	23	陝 西 省
08	湖 南 省	24	黒 竜 江 省
09	広西壮族自治区	25	吉 林 省
10	湖 北 省	26	遼 寧 省
11	広 東 省	27	天 津 市
12	海 南 省	28	北 京 市
13	江 西 省	29	上 海 市
14	浙 江 省	30	河 北 省
15	安 徽 省	31	重 慶 市
16	福 建 省		

## 別表4 業種分類表

この業種分類表は、2023年7月の日本標準産業分類改訂後の業種分類に基づき作成しています。  
 注、「純粋持株会社」の場合は、サービス業の「2901 経営コンサルタント業、純粋持株会社」で記入してください。  
 「研究所」の場合は、親会社と同一の業種で記入してください。

番号	業種名	内容例示
0101 0102 0103	<b>農業、林業、漁業</b> 農業 林業 漁業・水産養殖業	耕種農業、畜産農業、農業・園芸サービス業等 育林業、素材生産業、製薪炭業、林業サービス業等 海面漁業、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業
0201	<b>鉱業、採石業、砂利採取業</b> 鉱業、採石業、砂利採取業	金属鉱業（金、銀、鉛、亜鉛、鉄、タングステン等）、 石炭・亜炭鉱業（炭鉱等）、原油・天然ガス鉱業、採石業、 砂・砂利・玉石採取業等
0301	<b>建設業</b> 建設業	総合工事業（一般土木建築工事業、舗装工事業、木造建築工事業等）、 職別工事業（塗装工事業、床・内装工事業等）、設備工事業（電気工事業、 電気通信・信号装置工事業等）
0401 0402 0403 0404	<b>食料品、飲料・たばこ・飼料製造業</b> 食料品製造業 飲料製造業 たばこ製造業 飼料・有機質肥料製造業	畜産食料品、水産食料品、精穀・製粉、調味料等 清涼飲料、酒類等 配合飼料、有機質肥料等
0501 0502 0503 0504	<b>繊維工業</b> 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業 織物業、ニット生地製造業 染色整理業、綱・網・レース ・繊維粗製品製造業 衣服・その他の繊維製品製造業	製糸、化学繊維、炭素繊維、綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、ねん糸等 綿・スフ織物、絹・人絹織物、毛織物、細幅織物、丸編ニット生地等 染色・整理、綱、網、レース、フェルト・不織布、繊維粗製品等 織物製外衣、ニット製外衣、下着、和装製品、寝具、じゅうたん等
0601 0602 0603	<b>木材・木製品、パルプ・紙・紙加工品製造業</b> 木材・木製品製造業 パルプ・紙製造業 紙加工品製造業	一般製材、ベニヤ板、合板、パーティクルボード等 パルプ、洋紙、板紙、和紙 段ボール、壁紙、事務用・学用紙、紙製容器等
0701 0702 0703 0704 0705 0706 0707	<b>化学工業</b> 化学肥料製造業 無機化学工業製品製造業 有機化学工業製品製造業 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業 医薬品製造業 化粧品・歯磨、その他の化粧品調整品製造業 その他の化学工業	窒素質・りん酸質肥料、複合肥料等 ソーダ、無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、リン酸、塩等 エチレン等石油化学系基礎製品、脂肪族系中間物、エチルアルコール、 フェノール樹脂等プラスチック、合成ゴム等 脂肪酸、グリセリン、石けん、合成洗剤、界面活性剤、塗料、印刷インキ、 ろうそく等 医薬品、ワクチン、生薬・漢方製剤等 化粧品、シャンプー、歯磨等 火薬類、農薬、ゼラチン、接着剤、写真感光材料等

番 号	業 種 名	内 容 例 示
0801 0802	<b>石油製品・石炭製品製造業</b> 石油精製業 その他の石油製品・石炭製品製造業	ガソリン、ナフサ、灯油、軽油、重油等 潤滑油、グリース、コークス、練炭、豆炭、舗装材料等
0901 0902 0903	<b>窯業・土石製品製造業</b> ガラス・同製品製造業 セメント・同製品製造業 その他の窯業・土石製品製造業	板ガラス、ガラス容器、理化学用・医療用ガラス器具等 セメント、生コンクリート、コンクリート製品等 陶磁器・同関連製品、建設用粘土製品、耐火物、炭素・黒鉛製品、研磨材等
1001 1002	<b>鉄鋼業</b> 銑鉄・粗鋼・鋼材製造業 鋳鍛造品・その他の鉄鋼製品製造業	銑鉄、粗鋼、鋼材、鋼管等 銑鉄鋳物、鋳鋼等鉄素形材、銑鋼シャースリット等
1101 1102	<b>非鉄金属製造業</b> 非鉄金属製錬・精製業 その他の非鉄金属製品製造業	銅、鉛、亜鉛、貴金属、ニッケル、アルミニウム等 伸銅品等非鉄金属・同合金圧延製品、電線、ケーブル、非鉄金属鋳物、非鉄金属鍛造品
1201 1202	<b>金属製品製造業</b> 建設用・建築用金属製品製造業 その他の金属製品製造業	鉄骨、鉄塔、橋りょう等建設用金属製品、金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅、建築用金属製品等 ブリキ缶、めっき板、洋食器、刃物、金物、暖房装置、金属素形材、金属線製品、ボルト、ナット、リベット等
1301 1302	<b>はん用機械器具製造業</b> 一般産業用機械・装置製造業 その他のはん用機械器具製造業	エレベータ、エスカレータ、コンベヤ、工業窯炉、冷凍機、湿潤調整装置等 ボイラ、原動機、ポンプ、圧縮機、消火器、軸受等
1401 1402 1403 1404 1405	<b>生産用機械器具製造業</b> 農業用機械、建設機械・鉱山機械、繊維機械製造業 生活関連産業用機械・基礎素材産業用機械製造業 金属加工機械製造業 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 その他の生産用機械器具製造業	農業用機械、建設機械、鉱山機械、化学繊維機械、紡績機械、製織機械、編組機械、染色整理仕上機械、縫製機械等 食品機械、木材加工機械、パルプ装置・製紙機械、印刷・製本・紙工機械、包装・荷造機械、鋳造装置、化学機械、プラスチック加工機械等 旋盤、ボール盤等金属工作機械、圧延機械、ベンディングマシン等金属加工機械等 ウェーハプロセス装置、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ製造装置 金型、真空装置、ロボット等
1501 1502 1503	<b>業務用機械器具製造業</b> 事務用・サービス用・娯楽用機械器具製造業 光学機械器具・レンズ製造業 その他の業務用機械器具製造業	複写機等事務用機械器具、営業用洗濯機、自動車洗浄機、遊園施設機械、自動販売機、両替機、自動ドア等 カメラ、顕微鏡、望遠鏡、映画用機械、光学機械用レンズ、プリズム等 計量器、測定器、分析機器、試験機、測定機械器具、理化学機械器具、医療用機械器具、武器等

番 号	業 種 名	内 容 例 示
1601	<b>電気機械器具製造業</b> 産業用電気機械器具製造業	発電機、電動機、その他の回転電気機械、変圧器類、電力開閉装置、配電盤、分電盤、電気溶接機、電気炉等
1602	民生用電気機械器具製造業	電子レンジ、冷蔵庫、電気がま、扇風機、電気温水器、エアコン、洗濯機、掃除機、アイロン、電気ストーブ等
1603	電子応用装置製造業	X線装置、医療用電子応用装置、電子顕微鏡等その他の電子応用装置
1604	その他の電気機械器具製造業	電球、蛍光灯等電球・電気照明器具、蓄電池、乾電池、電気計測器、工業計器、化学分析機器、永久磁石等
1701	<b>情報通信機械器具、電子部品・デバイス・電子回路製造業</b> 通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	電話機・ファクシミリ等有線通信機械器具、ラジオ・テレビ放送装置、携帯電話等無線通信機械器具、ラジオ・テレビ受信機、ビデオ機器、デジタルカメラ、ステレオ、カラオケ等電気音響機器等
1702	電子計算機・同附属装置製造業	電子計算機、パーソナルコンピュータ、磁気ディスク装置、光ディスク装置等外部記憶装置等
1703	電子部品・デバイス・電子回路製造業	ブラウン管等電子管、ダイオード、トランジスタ、集積回路、液晶パネル・フラットパネル、抵抗器、コンデンサ、変成器、磁気ヘッド、半導体メモリメディア、光ディスク、電子回路基盤、ユニット部品等
1801	<b>輸送機械器具製造業</b> 自動車、自動車車体・附随車製造業	乗用車、バス、トラック、二輪自動車、トレーラ
1802	自動車部分品・附属品製造業	自動車エンジン、ブレーキ、クラッチ車軸、ラジエータ、デファレンシャルギア等
1803	その他の輸送用機械器具製造業	鉄道車輛・同部品、船舶、船用機関、航空機・同附属品、産業用車輛・同部分品附属品、自転車・同部分品等
1901	<b>その他の製造業</b> 家具・装備品製造業	家具、宗教用具、建具等
1902	印刷・同関連業	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業
1903	プラスチック製品製造業	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品・フィルム・シート・床材、合成皮革、工業用プラスチック製品、発泡・強化プラスチック製品、プラスチック成型材料等
1904	ゴム製品製造業	タイヤ、チューブ、ゴム製・プラスチック製履物、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品等
1905	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革、工業用革製品、革製履物、革製手袋、かばん、袋物、毛皮等
1906	その他の製造業	貴金属・宝石製品、装身具、装飾品、ボタン、時計、楽器、がん具、眼鏡、運動用具、ペン・鉛筆等事務用品、漆器、畳等生活雑貨製品等
2001	<b>電気・ガス・熱供給・水道業</b> 電気業、ガス業、熱供給業、水道業	発電所、変電所、ガス製造工場、ガス供給所、熱供給業、上水道業、工業用水道業、下水道業
2101	<b>情報通信業</b> 通信業	固定電気通信業、移動電気通信業等
2102	放送業	公共放送業、民間放送業、有線放送業

番 号	業 種 名	内 容 例 示
2103	情報サービス業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業
2104	インターネット附随サービス業	ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・プロバイダ、ウェブ・コンテンツ提供業、電子認証業、情報ネットワーク・セキュリティ・サービス業等
2105	映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業等
2201	<b>運輸業</b> 鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、郵便業
2202	倉庫業・運輸に附帯するサービス業	倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業等
2301	<b>卸売業、小売業</b> 卸売業	各種商品卸売業、機械器具卸売業等
2302	小売業	各種商品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業等
2401	<b>金融業、保険業</b> 金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業、金融商品取引業、商品先物取引業、保険業等
2501	<b>不動産業</b> 不動産業	不動産取引業、不動産賃貸・管理業
2601	<b>物品賃貸業</b> 物品賃貸業	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、自動車賃貸業等
2701	<b>宿泊業、飲食サービス業</b> 宿泊業	旅館、ホテル等
2702	飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、酒場・ビヤホール、喫茶店等
2703	持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
2801	<b>教育、学習支援、医療、福祉、複合サービス事業</b> 教育、学習支援	幼稚園、学校、学習塾、技能教授所等
2802	医療、福祉	病院、保健所、保育所、介護老人保健施設、障害者支援施設等
2803	複合サービス事業	郵便局、協同組合
2901	<b>サービス業</b> 経営コンサルタント業、純粋持株会社	経営コンサルタント業、純粋持株会社
2902	広告業	総合広告業、広告代理業、新聞広告代理業、インターネット広告業等
2903	学術研究、専門・技術サービス業 (経営コンサルタント業、純粋持株会社、広告業は除く。)	学術・開発研究機関、法律事務所、特許事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、デザイン業、著述家業、興信所、翻訳業、獣医業、建築設計業、機械設計業、写真業等
2904	生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、映画館、劇場、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊戯場等
2905	その他のサービス業	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、速記業、複写業、警備業、政治・経済・文化団体、宗教等